

## 只木ゼミ 春合宿第3問 検察レジュメ

文責：2班

### I. 事実の概要<sup>1</sup>

12月13日深夜0時頃、X他5名は路上で口論となった初対面のA、B兩名に対し、傷害の故意をもって、公園において約2時間にわたり、顔面や腹部を手拳で殴打、踏みつけるなどの暴行を間断なく行った。Xらは知らなかったが、Bには高度の心臓疾患(外観上は全くわからないが、激しい運動程度の負荷で突然心臓機能の障害を起こして心臓死を起こして心臓死に至るおそれがあるもの)があり、Bは上記暴行による外傷はなかったが、心臓麻痺により死亡した。

同日午前2時過ぎ、XらはXのマンション居室(4階)にAを連れ込み、約45分間、殴る蹴るの暴行を続け、Aは公園、マンションでの3時間にわたる一連の暴行により、顔面挫傷、肋骨骨折等の傷害を負った。

午前3時頃、Xらの騒音に苦情を言いに来た住人TにXらが対応しているすきをみて、Aは靴下履きのまま逃走し、マンションの階段を踏み外し転倒しながらも駆け下りマンション敷地外へと脱出した。Xの仲間がAを追ってマンション入口まで下りてきたが、Aを見失ったため追跡を断念しXの居室に戻った。

AはXの仲間が追ってきていることは認識していなかったが、一刻も早くマンションから離れたいと一心で逃走を続けた。逃走の10分後、高速道路に進入したところ、Aはトラックに衝突され、後続の普通乗用車にれき過され、同事故による脳挫傷で死亡した。

なお後の捜査で、Aは当該事故現場に人気のない県道を一直線に進み、高速道路と立体交差する地点でトンネル脇の草木の生えた急斜面を上り、高さ2.3mのフェンスを越えて高速道路に進入したことが明らかになった。

### II. 問題の所在

Xらは、AとBに対して暴行を加えて、Bはかかる暴行による外傷はないものの、同暴行とあいまって心臓麻痺により死亡した。またAは、Xらの暴行からの逃走中に高速道路に進入し、交通事故により死亡した。XらにA、Bに対する死亡の結果についてまで責任を問えるか。また行為時の被害者の特殊事情と行為後の被害者の介在事情が因果関係にどのような影響を与えるかが問題となる。

### III. 学説の状況

#### a 説：条件説<sup>2</sup>

その行為がなかったならば、その結果が発生しなかったであろうという条件関係が存在する限り、刑法上の因果関係が認められるとする説。

#### b 説：相当因果関係説

一般人の社会生活上の経験に照らして、通常その行為からその結果が発生することが相当と認められる場合に、刑法上の因果関係を認める説。<sup>3</sup>

##### b-1 説：主観説<sup>4</sup>

相当性判断の際に行為者が行為時に認識・予見した事情及び認識・予見し得た事情を考慮する説。

##### b-2 説：客観説<sup>5</sup>

行為当時存在した全ての事情及び行為後に生じた客観的に予見可能な事情を考慮して

<sup>1</sup>参考判例：昭和46年6月17日最高裁第一小法廷判決 平成15年7月16日最高裁第二小法廷決定。

<sup>2</sup>大谷 實『刑法講義総論[第三版]』(成文堂, 2007年)214頁。

<sup>3</sup>前田 雅英『刑法総論講義[第五版]』(東京大学出版会, 2011年)185頁。

<sup>4</sup>前田・前掲 185頁。

<sup>5</sup>山口 厚『刑法総論[第二版]』(有斐閣, 2007年)58頁。

相当性を判断する説。

b-3 説：折衷説

一般人が知り得た事実及び行為者が特に知っていた事情を基礎として相当性を判断する説。<sup>6</sup>

c 説：客観的帰属論(危険の現実化説)

行為の危険性を、行為時に存在した事情を基礎に客観的に判断し、行為の危険性の結果への現実化(危険の現実化)が肯定されれば因果関係が認められるとする説。<sup>7</sup>

#### IV. 判例<sup>8</sup>

仙台地判平成 20 年 6 月 3 日

〈事実の概要〉

被告人 X(当時 18 歳)が、X 方において、A 子(当時 18 歳)の背部を足蹴にし、顔面および腹部を手拳で殴打するなどの強度の暴行を加えた結果、同女が X のさらなる暴行から逃れるため、同室内から素足のまま約 158m にわたり走って逃げ、右冠状動脈開口部の先天的位置異常を有する同女が路上において急性循環不全に陥りその場に転倒し、病院に搬送されたが、急性循環不全により死亡したという事例である。

〈判旨〉

仙台地裁は最判昭和 46 年 6 月 17 日を援用して、唯一の原因または直接の原因であることを要するものではなく、被害者の身体にある高度の病変と暴行とが相まって死亡の結果を生じた場合であっても、因果関係を肯定する余地があるとして、「本件暴行は、密室内で自分より体が小さく力の弱い女性である A に対し、背後から蹴ったり、頭部を掴んで金属製ドアに複数回打ち付け、続けざまに手拳で両頬や腹部を殴打するなどという執拗で相当に強度の危険なものであり、そのため、A は、強い恐怖を感じ、大声を出して裸足のまま約 158 メートルもの距離を必死に走り、通行人に助けを求めている。相当強度の暴行を立て続けに加えられた A が、恐怖心から必死に逃走するのは当然のことであり、その逃走行為によって A が有していた冠状動脈異常に作用して死因となった急性循環不全を引き起こしたものである。世の中には心臓病などの持病を抱えて脆弱な体質ながら通常な社会生活を送っている者が少なからず存在しており、本件のような暴行及びその後の逃走行為がその持病などに作用して死亡の結果が生じることもあり得ることであり、X が A の冠状動脈異常を認識していたか否かに拘わらず、本件暴行により恐怖を覚えた A が逃走し、それが A の冠状動脈異常に作用して急性循環不全を誘発したのであるから、」本件暴行と A の死亡との間には因果関係があるといえる」と判示した。

#### V. 学説の検討

1. まず、a 説(条件説)によれば、実行行為と構成要件の結果との間に事実的な因果関係が認められれば、結果が極めて異常な経過をたどって、生じた場合にまで因果関係を肯定することになり、処罰範囲が広くなりすぎてしまうため、妥当でない。  
よって a 説は採用できない。
2. では、b 説(相当因果関係説)はどうであろうか。  
(1) b 説は、事実的な条件関係だけで因果関係を判断せず、行為者に帰属せしめるのが社会通念上相当と認められる結果のみを行為者に帰属させる点で、最も合理的であるとも思える。しかし、行為の危険性を、いかなる事情を基礎として判断するかが不明確である点、行為の危険性の実現と、因果経過の経験的通常性との関係が不明瞭である点に問題があり、妥当でない。

<sup>6</sup>前田・前掲 186 頁。

<sup>7</sup>山口・前掲 60 頁。

<sup>8</sup>裁判所 web サイト。

- (2) b-1 説(主観説)は、行為者の主観のみを判断の基準にするので、一般人が認識・予見しえた事情までも判断の基礎とすることができず、範囲が狭すぎ、妥当でない。
- (3) b-2 説(客観説)は、条件説と同様に、処罰範囲が広すぎてしまい、社会通念上偶然的結果というべきものについても広く因果関係を認めることとなり、相当因果関係説の趣旨に反する。
- (4) b-3 説(折衷説)は、因果関係は客観的構成要素であるのに、行為者の認識・予見を含めるのは、矛盾する点、また、行為者の認識の有無が因果関係の存否に影響することで、行為者ごとに異なる結論が出てしまう点で妥当でない。
- (5) 最後に c 説である。因果関係論を客観的な帰責の問題と考える以上は、行為者の主観を排除し、現に生じた結果を客観的な実行行為にしようかを客観的に考察すべきである。よって、検察側は c 説を採用する。<sup>9</sup>

## VI. 本問の検討

### 1. B に対する罪責

X らが B に対して 2 時間にわたり激しい暴行を加えたところ、高度の心臓病を患っていた B は、かかる暴行のために心臓発作を起こして死亡した。X の当該行為について傷害致死罪(205 条)が成立するかを検討する。

(1) X の行為は、B の生理的機能に障害を与える現実的危険性を有する行為であるから、傷害罪(204 条)の実行行為にあたる。また B は死亡している。そして X の行為がなければ B は死亡しなかったといえるから、X の行為と B の死亡との間に事実的因果関係が認められる。

(2) もっとも本件では、B が死亡した原因として、X らの暴行だけではなく、B に外見上明らかでない高度な心臓疾患があったという事情がある。このような場合に、X の行為と B の致死に因果関係が認められるか。すなわち、被害者に特殊事情が存在していたが故に、それがなければ死亡しない程度の暴行で被害者が死亡した場合に因果関係が認められるのかが問題となる。

この点について、検察側は c 説(危険の現実化説)の見解を採用するところ、被害者の身体に高度の病変があり、当該病変とあいまって死亡の結果が生じた場合であっても、行為の危険性を客観的に判断して行為の危険性が肯定され、それに基づいて死の結果が発生したといえる場合には、因果関係は認められると考える。そして、行為者が行為当時において特殊事情の存在を知らず、また、結果を予見することができなかったとしても、因果関係の成否とは無関係である。

本件において X の行為の危険性の有無について検討すると、2 時間にわたって複数人で激しい暴行を加えることは、不安や恐怖心などで B を過度に興奮させて心臓の働きを極度に活発化させて心臓に重度の負担をかけるものであるから、高度の心臓病を患っている B にとって非常に危険性が高い行為であるといえる。そして、X の暴行に基づいて死の結果が発生したか否かについて検討すると、B の死因は X の暴行によって誘発された心臓発作であり、暴行が B の特殊事情とあいまって致死の結果を生じさせたと認められる。

よって X の行為に含まれる危険性が結果に現実化したといえるから X の行為と B の死亡に因果関係が認められる。

(3) また、X には故意がある。

(4) したがって、X は B に対して傷害致死罪の罪責を負う。

### 2. A に対する罪責

X らは、A に対して公園およびマンションにおいて 3 時間に及ぶ一連の暴行を加えることで顔面挫傷、肋骨骨折の傷害を負わせた。その後 A は X らの隙を見てマンションから逃走し、その過程でマンションから 800 メートル離れた高速道路に侵入したが、往来す

<sup>9</sup>山口・前掲 60 頁。

る自動車と接触することによって死亡した。

Xの当該行為について傷害致死罪が成立するかを検討する。

- (1) Xの行為は、Aの生理的機能に障害を与える現実的危険性を有する行為であるから、傷害罪の実行行為にあたる。またAは死亡している。そしてXの行為がなければAは死亡しなかったと言えるので、Xの行為とAの死亡との間に事実的因果関係が認められる。
- (2) もっとも、本件では、高速道路における事故によってAは死亡しているため、Aを死に至らしめた直接の原因はXの行為には存在しない。このような場合であっても、Xの行為とAの死亡に因果関係が認められるか。すなわち、行為者の行為後に被害者の行為が介入した場合に、被害者の当該行為が直接の原因となって結果が発生した場合について因果関係が認められるのかが問題となる。

この点検察側はc説(危険の現実化説)を採用するところ、被害者の行為が介入した場合において、行為者の行為に含まれる危険性が結果に現実化したと認められるためには、行為者の行為に被害者の行為をもたらすきわめて高い危険性が認められることが必要である。

本件においては、Aの高速道路に侵入した行為は、多数の自動車が一般道路よりも高速度で往来し、歩行者のいることが想定されていないことが通常である場所に立ち入るものであるから、極めて危険な行為であると言える。また10分にわたって逃走し行為者から800メートルの距離を置けば、一般的に言って追跡されるという危機から脱したと判断して逃走を終了するのが相当であり、あえて急斜面を上り2.3メートルのフェンスを乗り越えて高速道路に侵入することは、異常性が高いといえ、行為者の行為に含まれる危険性が結果に現実化したといえないとも思える。しかし、外の様子を容易にうかがい知ることのできない深夜に、マンションという閉ざされた空間で、かつ、窓からの脱出も考えられないような高層の4階にあって、複数人から長時間にわたって暴行を加えられれば、被害者が行為者に対して、殺害されてしまうかもしれないという恐怖感や、誰にも助けてもらえないという孤独感を覚えるであろうことは想像に難くない。Aがマンションから脱出するにあたって、靴下のまま部屋を出て、階段を踏み外し転倒を繰り返していた点からもAが通常の状態にならなかったことは明らかである。このような極度の興奮状態にあっては、逃走した県道に人がいないために救助を求めることもできないという状況も考慮すれば、Aが必死に逃走を図る過程において、高速道路に侵入することはとっさに選択したものと考えられる。また、歩みを進めるのが困難な急斜面を上り、自身の背丈よりもはるかに高いフェンスを乗り越えることによってXらの追跡を困難にすることができると判断して高速道路に侵入したとも考えられるため、Aの行為が著しく不自然・不相当であるとはいえない。よって、Aが高速道路に侵入して自動車事故による脳挫傷で死亡したのは、Xの暴行に起因するといえるから、Xの行為に含まれる危険性が結果に現実化したといえる。

したがって、Xの行為とAの死亡に因果関係が認められる。

- (3) また、Xには故意がある。
- (4) よって、XはAに対して傷害致死罪の罪責を負う。

## VII. 結論

XはBに対する傷害致死罪(205条)およびAに対する傷害致死罪(205条)の罪責を負い、両者は併合罪(45条前段)の関係に立つ。

以上